

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

( 法 務 ・ 情 報 公 開 課 )

ペー  
ジ

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 ( 火 曜 日 ) 発 行 ( 休 日 に 当 た る )  
( 金 曜 日 ) ( と き は 翌 日 )

号 外 ( 五 ) 平 成 二 十 二 年 十 一 月 二 十 六 日

## 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

競技式典課

国 競

を

競技式典課

国

競技力向上対策課

国

競 対	競
-----	---

に 改 め る。

附 則

この訓令は、平成二十二年十一月二十六日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

平成二十二年十一月二十六日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター